東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第7号

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する 規則の一部を改正する規則

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則(平成23年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号のいずれかに該当する被保険者の保険料のうち、」を削り、「別表第1に定める減免対象保険料について、それぞれ次の各号に定める額を」を「別表第1に掲げる各項の対象被保険者について、同表中それぞれの項に定める減免対象保険料のうち、同表中それぞれの項に定める減免対象保険料のうち、同表中それぞれの項に定める減免額を」に改める。

同項第1号から第19号を削る。

同条第2項中「前項第16号及び第18号の」を「前項の規定により算出した」に改める。

同条第3項中「第1項第18号の規定」を「第1項の規定に基づき、別表第 1第3項」に改める。

第4条第1項中「第2条第1項第1号から第17号」を「別表第1第1項から第2項及び同表第4項から第16項」に、「第2条第1項第18号」を「別表第1第3項」に、「第2条第1項第19号」を「別表第1第17項」に改める

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

項	対象被保険者	減免対象保険料	減免額
(1)	平成23年3月11日に財特法第2条第 3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる居住の用に供している住宅が全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる被災を受けたもの又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額の分がある。平成23年の分がら平成23年3月分から平成24年9月分までに相当する額	全部
(2)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの	平成22年度、 平成23年度及 び平成24年度 の保険料額のう ち、平成23年 3月分から平成 24年9月分ま でに相当する額	全部
(3)	平成23年3月11日に財特法第2条第 3項に対して、東京を有しる特定である特定で、東京のので、東京ののでで、東京ののでで、大きの事なのでで、大きの事なが、大きのでで、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きの主に、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	平成23年度のよう年度でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	被険者帯計当す保算の等少見該前額る合合た第げ所区同め乗保料のの維該る険定総にす込収年(場計を額2る得分表るじ険額属主持世全者し所占るま入の2合額乗に左前金に右減て者にすた者帯てにた得めこれに所以は)じ、欄年額応欄免得のそるる及にのつ前金るとる係得上そのて別にの等じに率た保の世生び属被き年額減が当る金あの割得表掲総のて定を額

(4)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの	平平びのち32で。2日い険ら合年のらの月すれ成平保、月4にた4まて者かは3者か属分る232財成か9当し9の対行な平分行なるでと年年4額2ら月す、月間象方っ成か方っ月にす度度年の3平分る平3に被がた2らがたの相る、及度う年成ま額成0お保明場3そ明日前当。	全部
(5)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のもので、東日本大震災による被害を受けたことによりその行方が不明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	全部
(6)	原子力災害対策特別措置法(平成11年 法律第156号)第15条第3項の規定 による避難のための立ち退き又は屋内へ の退避に係る内閣総理大臣の指示の対象 地域であるため、避難又は退避を行って いる者	平成22年度、 平成23年度及 び平成24年度 の保険料額のう ち、立ち退き又 は退避の指示が	全部

		あった日の属す	
		る月分から平成	
		25年3月分ま	
		でに相当する額	
		。ただし、平成	
		23年4月22	
		日に当該指示が	
		解除された地域	
		に住所を有して	
		いた者については、立ち退き又	
		は、立り返さ文 は退避の指示が	
		あった日の属す	
		る月分から平成	
		23年6月分ま	
		でに相当する額	
		とする。	
		平成22年度か	
	原子力災害対策特別措置法第20条第2	ら平成25年度	
	項の規定による警戒区域、計画的避難区	までの保険料額	
(7)	域及び緊急時避難準備区域の設定に係る	のうち、指示又	
	原子力災害対策本部長の指示の対象区域	は特定があった	全部
	(当該指示が解除された区域を含む。)	日の属する月分	
	に居住していたため、避難を行っている	から平成26年	
	者	3月分までに相	
		当する額	
		平成22年度か	
	特定避難勧奨地点(東日本大震災の原子	ら平成25年度	
	力発電所の事故発生後1年間に原子力災	までの保険料額	
(0)	害現地対策本部長が定める積算線量を超	のうち、指示又	∧ ★r
(8)	えると推定される特定の地点をいう。)	は特定があった	全部
	に居住していたため、避難を行っている	日の属する月分から平成りの年	
	者	から平成26年 3月分までに相	
		3月分までに相 当する額	
		平成26年度の	
		保険料額のうち	
		、平成26年4	
	帰還困難区域、居住制限区域、避難指示	月分から平成2	
	解除準備区域、特定避難勧奨地点(ホッ	7年3月分まで	
	トスポット)に居住していたため避難を	に相当する額。	
(9)	行っている者及び旧緊急時避難準備区域	ただし、旧緊急	全部
	並びに指定が解除された特定避難勧奨地	時避難準備区域	
	点(ホットスポット)に居住していたた	等に居住してい	
	め避難を行っている者	たため避難を行	
		っている世帯に	
		属する後期高齢	
		者医療の被保険	

		者年療る平第12基所算0世に成か9当でのの法成318号礎得し万帯つ2ら月すでのの法成31条に控金た円にい6平分る成者に行年号1定後等が超すは42で成ま領して年成ま額を属すは42でのよりでのを6える、月6にまるのでののは、1000円のでのでののでのででののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	
(10)	帰還困難区域に居住していたため避難を 行っている者、又は平成25年度以前に 指定が解除された旧緊急時避難準備区域 等(特定避難勧奨地点を含む)、平成2 6年度に指定が解除された旧避難指示解 除準備区域等、平成27年度に指定が解除された旧避難指で域等、平成28年4月1日に対 28年度及び平成29年4月1日に対定 が解除された旧居住制限区域等、和定 を割したが解除された調でを 等に指定が解除された 年度に指定が解除された 年度に指定が解除された 年度に指定が解除された 年度に指定が解除された 年度に指定が解除された 等に 者である 者の との 後期 高齢 者の 医療の確保に関する 法律施行令 (平 成19年政令第318号)第18条第1 項第2号に規定する 基礎控除後の 所得 金額等を 合算した の世帯に属する者	ラウス ラウス の の の の の の の の の の	全部

(11)	平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和5年を 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の	半額
(12)	帰還困難区域に居住していたため避難を 行っている者、又は平成27年度に指定 が解除された旧避難指示解除準備区域、 平成28年度及び平成29年4月1日に 指定が解除された旧居住制限区域等、令 和元年度に指定が解除された旧帰還困難 区域等の区域等、令和4年度に指定が解 除された旧特定復興再生拠点区域の区域 等に居住していたため避難を行っている 者であって、令和4年の高齢者の医療の 確保に関する法律施行令(平成19年政 令第318号)第18条第1項第2号に 規定する基礎控除後の総所得金額等を合 算した額が600万円以下の世帯に属す る者	令令資こ和に期令 令令資こ和に期令 を等年通が を等年通が を等年過到年の のすの を等れる のすの のする のする のする のも のも のも のも のも のも のも のも のも のも	全部
(13)	令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和5年度の保 険料額のうち、 令和5年4月分 から令和5年9 月分までに相当 する月割算定額	全部
(14)	平成27年中に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和6年度の保 険料額のうち、 令和6年4月分 から令和7年3 月分までに相当 する額。	半額

(15)	帰還困難区域に居住していたため避難を 行っている者、又は平成27年まで域を 難指示区域等の指定が解除された区域を 除き、平成27年度に指定が解除された 旧避難指示解除準備区域、平成28年度 及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、 和元年度に指定が解除された旧場還困難区域等。 和た旧居住制限区域等。 和18年度に指定が解除された旧特定でが解除 された特定復興再生拠点に居住して、 会の 高齢者の医療の確保に関する を もの総所得金額等を 合算した額が600 万円以下の世帯に属する者	令和6年度の保 険料額のうち、 令和6年4月分 から令和7年3 月分までに相当 する額。	全額
(16)	令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和6年度の保 険料額のうち、 令和6年4月分 から令和6年9 月分までに相当 する月割算定額	全額
(17)	前16項に準ずる者として広域連合長が認めた者	それぞれ前16 項に定める保険 料に準ずる額	それぞれ前1 6項に定める 減免額に準ず る額

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。